

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	医務薬務指導事業			事業コード	2234
所属コード	069100	課等名	企画総務課	係名	医事薬事係
課長名	藤井 優子	担当者名	八木 和康	内線番号	691-6617
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	地域をリードする医療体制の確立	コード	2
	基本事業	医療機関との連携強化	コード	1
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 1 目 医務薬務指導事業 (005-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 20 年度	
根拠法令等	医療法, 医師法, 保健師助産師看護師法, 歯科医師法, 歯科技工士法, 診療放射線技師法, 臨床検査技師等に関する法, 視能訓練士法, 理学療法士及び作業訓練士法, 薬剤師法, あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法, 柔道整復師法, 死体解剖保存法, 歯科衛生士法, 薬事法及び毒物及び劇物取締法			

(2) 事務事業の概要

医療施設の開設許可等, 各種届出の受理及び立入検査並びに医療従事者の免許等に関する事務を行うとともに, 医薬品販売業の許可, 毒物劇物販売業の登録, 届出の受理等及び対象施設の立入検査を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成 20 年 4 月 1 日の中核市移行へ移行し, 地域保健法第 5 条に基づき, 保健所を設置し, 盛岡市域分について県から事務移譲された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

- ・今後とも, 院内感染の防止, 医療安全の確保及び医療への信頼が求められていくと考えられる。
- ・平成 25 年度から, 医療法第 6 条の 11 に基づき, 「盛岡市医療安全支援センター」を設置し, 医療安全に関する助言及び情報提供を行った。また, 医療相談での個人情報の保護の徹底, 円滑な運営が求められている。
- ・第 3 次地方分権一括法の施行により, 平成 25 年度から薬局の開設許可等の権限が県から移譲された。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

病院, 診療所, 助産所, 施術所, 歯科技工所, 衛生検査所, 薬局, 医薬品販売業者及び毒物劇物

A 立入検査数/病院等施設数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	18	18	18	18	21
B 立入検査数/医薬品販売業許可及び毒物劇物販売業登録施設数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	28	33	24	24	24
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	712	611	3,703	3,514
	A 小計 ①～⑤	千円	712	611	3,703	3,514
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	8,000	8,000	8,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	32,000	32,000	32,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	32,712	32,611	35,703	35,514
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

医療及び医薬品等の提供体制の安全性を常に確保しておくことにより、市民が安心していつでも受診できる環境が整備できる。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

- ・診療放射線技師を採用したことにより、より専門的な立入検査を実施することができた。
- ・専門的な職員を配置した医療安全支援センターを設置することにより、市民が安心して医療

及び医薬品等の提供を受けられる体制が整備でき、成果の向上が図られる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

法令に基づき行う事務であり、必要最小限の事業費・人件費であることから削減は困難である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

薬局等、県からの新たな移譲事務により対象施設数が増えたことにより、立入検査件数も増加しているが、対応できる体制を確保する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

許認可事務もあり窓口を不在にできないことから、立入検査は限られた人数で行っているため、地域的にまとめて行う等、効率的、効果的にできるよう日程調整を工夫しながら実施する。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

関係法令及び要領等に基づき、引き続き県央保健所と連携し計画的に事業を実施していく。立入検査の効率的、効果的な実施に努めるとともに、27年度に予定されている権限委譲（高度管理医療機器等の販売業等の許可事務）に伴う対象施設の増加に対応可能な体制について検討を行う。